

名古屋市立大学における研究倫理に関する指針

名古屋市立大学は、知の創造と継承をめざして真理を探究し、有為な人材を育成するとともに、その成果を広く社会に還元することにより、科学・技術、芸術・文化、産業・経済の発展及び市民福祉の向上に寄与していくものである。

本学に課せられた、このような崇高な使命を果たしていくためには、学術研究の自由及び研究者の自治が保障されることが自明の前提である一方、学術研究が人類社会に広かつ深遠な影響を与える今日、自由な学術研究は社会からの信頼と付託があって初めて成り立つものであることをすべての研究者が自覚し、その行動を自ら厳正に律することが求められる。

本学はここに、研究者の自律性に依拠し、すべての学術分野に共通する研究倫理に関する指針を以下のとおり定める。この指針を遵守することにより、本学における学術研究の質が保証されるとともに、社会からの信頼と尊敬を得ることができるものと確信する。

（研究者の定義）

第1 「研究者」とは、すべての学術分野において、新たな知識や技術を生み出す活動、あるいは科学的な知識の利活用に従事する者をいい、教員のみならず、学生その他の者であっても研究に携わるときは「研究者」に含まれる。

（研究者の責務）

第2 研究者は、自らが生み出す知識や技術の質を自律的に保証する責任を有し、自らの知識や技術を活かして、時代や社会の要請に応え、人類社会の発展に貢献するという責務を有する。

（研究者の行動）

第3 研究者は、自律的な研究は社会からの信頼と付託があって初めて成り立つものであることを自覚し、良心と信念にしたがってその行動を自ら厳正に律しなければならない。

（自己研鑽）

第4 研究者は自らの能力や知識・技術水準の向上をめざし、常に自己研鑽に努める。

（研究成果の公開と説明）

第5 研究者は、社会に対し研究成果を積極的に公開・説明することにより、広く社会への還元に努めるとともに、自己の研究についての説明責任を果たさなければならない。

(根拠の透明性)

第 6 研究者は研究によって生み出される知識や技術の科学的根拠に関する透明性を保証しなければならない。

(不正行為の禁止)

第 7 研究者は、計画の立案から成果の発表にいたるまでのすべての研究過程において、研究及び調査のデータの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、次に掲げる不正な行為は絶対に為さず、またこれに加担してはならない。

- (1) ねつ造 (存在しないデータ、研究結果等を作成することをいう。)
- (2) 改ざん (研究に係る資料、機器又は過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工することをいう。)
- (3) 盗用 (他の研究者のアイデア、分析若しくは解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解を得ず又は適切な表示をすることなく流用することをいう。)

(インフォームド・コンセント)

第 8 研究者は、個人情報、データ等の提供を受けて研究を行う場合は、個人情報、データ等の提供者に対し、その目的、収集方法等についてわかりやすく説明し、提供者の明確な同意を得なければならない。

(個人情報の保護)

第 9 研究者は、研究のために収集した資料、情報、データ等で個人を特定できるものはこれを他に漏らさないなど、個人情報の保護に十分に留意し、必要な措置を講じなければならない。

(共同研究者との関係)

第 10 研究者は、共同研究を実施するにあたっては、共同研究者が対等なパートナーであることを認識し、お互いの学問的立場を尊重しなければならない。

(学生への配慮)

第 11 学生が研究に携わるときは、研究者は、学生に対して不当な取扱いがなされることがないように配慮しなければならない。

(研究協力者への配慮)

第 12 研究者は、研究協力者の個人の尊厳と基本的人権を尊重し、福利に配慮する。

(一部改正 平成 20 年達第 1 号)

(実験動物の取扱)

第 13 実験動物に関しては、科学的観点と動物愛護の観点から真摯な態度でこ

れを扱う。

(一部改正 平成 20 年達第 1 号)

(安全管理)

第 14 研究者は、研究用装置・機器、薬品、材料等を使用するときは関係規程を遵守し、安全管理に努めるとともに、研究の過程で生じた残渣物、使用済みの薬品、材料等について適正に処理しなければならない。

(一部改正 平成 20 年達第 1 号)

(研究費の取扱)

第 15 研究者は、研究費の財源が運営費交付金、国からの補助金、民間からの寄附金等であることを常に意識し、物品の購入、謝金・旅費の支払などその使用にあたっては、法令及び本学の諸規程に則り適正に使用しなければならない。

(一部改正 平成 20 年達第 1 号)

(法令の遵守)

第 16 研究者は、研究の実施にあたっては、国際的に認められた規範、国内外の法令及び本学の諸規程を遵守しなければならない。

(一部改正 平成 20 年達第 1 号)

(他の研究者との関係)

第 17 研究者は、他の研究者の研究成果を正当に評価するとともに、自らの研究に対する他の研究者からの意見等には誠実な態度で対処する。

(一部改正 平成 20 年達第 1 号)

(差別の排除)

第 18 研究者は、研究活動において、文化、伝統、慣習、価値観の多様性に留意するとともに、人種、性別、地位、思想その他による差別的取扱いをしてはならない。

(一部改正 平成 20 年達第 1 号)

(利益相反)

第 19 研究者は、本学の研究者としての責務と個人的な利益、あるいは本学における責務と本学以外における責務との衝突、相反に十分に留意し、公共性と中立性を維持しながら、社会との連携活動の推進に努める。

(一部改正 平成 20 年達第 1 号)

(大学の責務)

第 20 本学は、本指針について周知徹底を図り、研究倫理に関する意識の啓発に努めるとともに、諸規程の整備その他必要な措置を講ずる責務を有する。

(一部改正 平成 20 年達第 1 号)

附 則

この指針は、発布の日から施行する。

附 則（平成 20 年公立大学法人名古屋市立大学達第 1 号）

この規程は、発布の日から施行する。